

(お知らせ)

令和2年12月11日
防 衛 省

下請企業による主契約企業への過大な請求について

本年11月、F-15戦闘機用搭載部品の契約に関し、輸入商社（下請企業）である株式会社昌新（法人番号5010001045971）が主契約企業に対し提出した見積書において、その見積価格を偽り、事実と異なる過大な金額を計上した旨の部外からの通報がありました。

これを受け事実確認を行ったところ、事実であることを確認したため、当省としては、これが当省で定める指名停止措置の要件に該当するものであり、本日、株式会社昌新に対し、令和2年12月11日（金）から令和3年9月10日（金）までの9ヶ月間の指名停止措置を行うことといたしました。

今後、更なる細部調査を実施いたします。